

令和6年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和6年2月29日（木） 午前9時59分
2 場 所 市役所 第一委員会室
3 議 題 議第14号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更について
議第15号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について
議第17号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
議第18号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第19号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第21号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第39号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）
議第40号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）
議第 5号 令和6年度村上市土地取得特別会計予算
議第 6号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計予算

4 出席委員（6名）

1番	上 村 正 朗 君	2番	山 田 勉 君
3番	鈴 木 いせ子 君	5番	三 田 敏 秋 君
7番	高 田 晃 君	8番	小 杉 武 仁 君

5 欠席委員（なし）

6 地方自治法第105条による出席者

副議長 大 滝 国 吉 君

7 委員外議員（なし）

8 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聰 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
総 務 課 長	東 海 林 豊 君
同 課 参 事	榎 本 治 生 君
同 課 情 報 管 理 室 長	須 貝 正 人 君
同 課 情 報 管 理 室 係 長	真 田 富 久 君
財 政 課 長	長 谷 部 俊 一 君
同 課 契 約 檢 查 室 長	立 花 強 君
同 課 契 約 檢 查 室 副 参 事	石 嶋 聰 君
同 課 財 務 管 理 室 長	成 田 大 介 君
同 課 財 務 管 理 室 係 長	鈴 木 郁 君
同 課 財 務 管 理 室 係 長	鍋 倉 直 也 君
企 画 戦 略 課 長	大 滝 敏 文 君
同 課 参 事	山 田 美 和 子 君
同 課 行 政 改 革 推 進 室 長	五十嵐 博 君
同 課 企 画 政 策 室 長	忠 康 博 君
同 課 企 画 政 策 室 副 参 事	本 間 陽 子 君
同 課 地 域 交 通 政 策 室 長	須 貝 直 肇 君

同課地域交通政策室係長	天 井 啓 喜 君
会計管理者会計課長	菅 原 明 君
消防 防 長	田 中 一 栄 君
消防 本 部 次 長	瀬 賀 誠 君
消防 本 部 総 務 課 長	遠 山 泰 紀 君
選管・監査事務局長	木 村 俊 彦 君
荒 川 支 所 長	平 田 智 枝 子 君
神 林 支 所 長	瀬 賀 豪 君
朝 日 支 所 長	岩 沢 深 雪 君
山 北 支 所 長	大 滝 寿 君
こども課子育て政策室係長	渡 辺 悟 君
観光課観光交流室主幹	小 池 一 栄 君
建 設 課 長	須 貝 民 雄 君
都 市 計 画 課 参 事	小 野 道 康 君
学校教育課未来の学校創造室係長	平 方 和 弥 君
生涯学習課スポーツ推進室長	倉 松 淳 志 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
次 長	鈴 木 渉

(午前 9時59分)

委員長（小杉武仁君）開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日 程 第 1 議第14号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とし、担当課長（企画戦略課長 大滝敏文君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

企画戦略課長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。議第14号でございますが、村上市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度までを計画期間として策定したものであり、令和3年3月定例会において御議決をいただいた計画の、このたびが3回目の変更となります。今回の変更では、事業計画に新たな事業を追加し、これらの事業について、国の財政支援を受けようとするものであります。計画変更の内容につきましては、議案の別紙、計画変更を御覧ください。掲載ページ、8ページ及び24ページの水道普及率99.7%を99.4%に修正、それから10ページ、村上市公共施設マネジメントプログラムの策定年月日、令和3年3月に策定したという文言を追加でございます。17ページ、朝日まほろば温泉整備事業床材張替工事のほか源泉ポンプ制御盤取替工事を追加したことにより「等」という文言を記載。それから、28ページ、児童福祉施設保育所の保育園エアコン改修工事、保育園通園バス整備事業を追加。32ページ、事業計画のプール整備事業の頭に「小学校」という文言を追加し、事業箇所に山北小学校を追加でございます。その他小学校エアコン改修工事に金屋小学校を追加、小学校トイレ等改修工事に村上南小学校を追

加、中学校エアコン改修工事に村上第一中学校特別教室空調設備工事、防火シャッター改修工事、ランチルームのエアコン更新工事を追加したことにより、「等」という文字を記載してございます。それから、33ページ、中学校トイレ等改修事業に岩船中学校を追加。同じく事業計画に、山北総合体育館整備事業及びグリーンパークあらかわ総合運動公園整備事業を追加するものでございます。なお、この計画変更につきましては、新潟県との協議手続を既に終えており、去る1月12日付で異議のない旨の回答をいただいているところでございます。以上、説明を終わります。

(質 疑)

上村 正朗

1点だけお聞かせください。ほかの場所で説明があったのかもしれません、水道普及率が99.7から99.4で、これ減っているのですよね。理由をちょっとお聞かせください。

企画戦略課長

この理由でございますが、令和元年度水道統計に報告した水道普及率は99.4%でございました。令和3年3月の過疎計画策定時、当該数値を99.7%と誤って記載したために、今回修正するものでございます。今回の計画変更に伴い、県との協議において指摘を受け、修正するものでございます。以上です。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第14号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 2 議第15号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とし、担当課長（企画戦略課長 大滝敏文君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

企画戦略課長 それでは、議第15号、今川辺地に係る総合整備計画について御説明をいたします。今川辺地総合整備計画を新たに策定し、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の御議決を求めるものでございます。総合整備計画書の辺地は今川辺地であります、人口及び世帯数、面積は記載のとおりとなってございます。辺地点数140点、これは100点以上が辺地の対象となるものでございます。整備をしようとする公共施設は、市道今川7号線今川橋修繕工事であり、劣化が進んでいるため、修繕、補強による長寿命化を行うことで交通の確保、歩行者等の安全を確保し、地域住民の安心で安全な道路サービスを提供するものでございます。整備の計画期間は、令和6年度の単年度事業、事業費総額1億円、財源内訳は、特定財源といたしまして国庫支出金、道路メンテナンス事業費補助金で補助率59.4%の5,940万円でございます。一般財源といたしまして4,060万円、この補助裏に4,060万円を辺地対策事業債を充てる予定としてございます。以上でございます。

(質 疑)

- 上村 正朗 すみません、基本的なあれで。辺地対策事業債ですから、優良債なのですかね。充当率とか、地方交付税の措置率とか、ちょっと教えていただければと思います。
- 企画戦略課長 辺地債でございますが、事業費に対する起債充当率、こちら100%でございまして、その元利償還金の80%、こちらを普通交付税の基準財政需要額に算入されるということで交付税措置されるものでございます。ちなみに、今回の償還期間でございますが、10年間、元金据置期間が2年というふうになってございます。以上です。
- 上村 正朗 据置き2年で10年間ということは、12年間ということ。10年のうちの2年間が据置き。
- 企画戦略課長 全体の期間で10年で、そのうち据置期間が2年ということでございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第15号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 3 議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とし、担当課長（企画戦略課長 大滝敏文君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

企画戦略課長 続きまして、議第16号でございます。高根辺地に係る総合整備計画の変更について御説明をいたします。令和4年3月定例会で御議決いただいた村上市辺地に係る総合整備計画の変更についてございまして、高根辺地総合整備計画の計画期間を令和4年度から令和6年度までの3か年の計画を1年延長し、令和7年度までの4年に変更しようとするものであります。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき議会の御議決を求めるものでございます。整備をしようとする公共施設は、市道高根3102号線他消雪用河川取水施設整備事業であり、高根川から消雪用施設への取水施設を整備するものでございます。整備の計画期間の変更は、令和4年度から令和6年度までの3か年を令和7年度までの4か年にするものでございまして、その変更理由でございますけれども、河川法第23条の流水の占用の許可に当たり、河川維持流量、計画取水量、利用可能取水量の算定、水利使用による利害関係者や環境への影響調査、これに関連して河川法第24条及び第26条の許可申請のための新たな施設事前協議設計が必要になったことによる1年間の事業延長となります。また、関連して、事業費を1億124万3,000円から1億828万8,000円に増額、704万5,000円の増額をするものでございます。財源内訳は、一般財源のうち辺地対策事業債予定額1億10万円を予定しております。失礼しました。議案の3の計画の整備計画のところでございますけれども、数字が2段書きとなっております。こちらにつきましては、下段が変更前の数字でございまして、上段括弧書きが変更後の額となりますので、追加で説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第16号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 4 議第17号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（選管・監査事務局長 木村俊彦君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

選管・監査事務局長 議第17号は、村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定であります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で引用している地方自治法第243条の2の2の箇所について、令和6年4月1日から地方自治法第243条の2から第243条の6が追加されることに伴い、条例で引用している箇所の条項が繰下げとなり、それが生じることから、改正をお願いするものでございます。以上です。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第17号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 5 議第18号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 議第18号は、村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、本年5月に施行される予定であり、他の機関へ特定個人情報を提供できる事務について定めた別表第2が廃止され、主務省令で定められることになります。これに伴いまして、現在本条例で引用している規定について所要の改正を行うものでございます。以上です。

(質 疑)

上村 正朗 確認です。法が改正されたので、その関係で条例で引用する際に法の改正の内容を反映させなくてはいけないので、条例を改正すると、そういうことですよね。

総務 課長 おっしゃるとおりでございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第18号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 6 議第19号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（財政課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長 それでは、議第19号であります。こちらについては、村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、本年4月1日からの新潟県行政財産使用料徴収条例の一部改正に準じまして、本市においても行政財産使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。以上でございます。

(質 疑)

上村 正朗 確認ですけれども、これ経過の中でも、県条例が改正されれば、その都度それに合わせて市の条例改正してきた経過なのかなと思うのですけれども、そういうあれで間違いないでしょうか。

財政 課長 そのとおりでございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第19号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 7 議第21号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（消防長 田中一栄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

消防 長 議第21号は、村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてでございます。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本

年4月1日に施行されることから、危険物施設の設置許可等に係る手数料の改正を行うものでございます。よろしくお願ひします。以上です。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第21号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 8 議第39号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長（財政課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長 それでは、議第39号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,219万6,000円を減額し、予算の総額を1億6,404万1,000円にしようとするものであります。今回の補正につきましては、村上駅周辺まちづくり事業、道の駅朝日拡充事業及び都市計画道路整備事業の用地取得経費において、今年度中の取得に至らなかった経費、こちらについて減額し、歳入の基金借入金についても減額するものです。予算書の7ページ、8ページをお開きください。歳入におきまして、第2款土地開発基金借入金で7,219万6,000円を減額しようとするものであります。次のページ、9ページ、10ページをお開きください。歳出におきましては、第1款財産取得費、説明欄1の土地取得事業経費7,219万6,000円を減額しようとするものであります。以上でございます。

(質 疑)

上村 正朗 本会議でも説明があったのかと思ひますけれども、10ページの土地取得事業経費7,219万6,000円の減の内訳をそれぞれの事業ごとにゆっくりちょっと説明していただきたいと思います。

財政 課長 こちらにつきましては、まず1つ目なのですが、減額の内訳です。村上駅周辺まちづくり事業、こちらの土地購入費なのですが、672万6,860円、補償費653万4,839円、合計が1,326万1,699円です。次に、道の駅朝日拡充事業のほうですが、土地購入費の減額が5,197万3,000円、補償費ですが、200万円、合計で5,397万3,000円。もう一つ、都市計画道路整備事業です。こちらにつきましては、土地購入費として496万2,000円でございます。この3件合計しますと、土地購入費として6,366万1,860円、補償費として853万4,839円になります。以上です。

上村 正朗 ありがとうございました。それぞれ用地の購入に至らなかった、用地補償のあれに至らなかったわけですけれども、それぞれの理由をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

財政 課長 それでは、担当課参っておりますので、担当課から説明させていただきます。

都市計画課参事 村上駅周辺まちづくり事業について、私のほうから説明させていただきたいと思います。1件のうち、今回買収に当たりまして、税の譲渡所得の特別控除、その特別控除を受けるために一部分開発区域内の市道を予定しておりますけれども、その市道につきましては、今後市道区域の決定がなされた後に特別控除を受けるということで税務署と協議しておりますので、その部分について今年度は買収しなかったといったことでございます。

小杉委員長 よろしいですね。

（「いや、ほかのところはあれなんでしょうか」と呼ぶ者あり）

都市計画課参事 すみません。南中央線につきましては、1件用地買収を予定していたのですけれども、用地買収の合意が得られなかつたということで、今年度は予算から落とすということでございます。

観光交流室主幹 観光課です。道の駅朝日リニューアル事業に伴いまして、拡張用地の用地買収について事業を進めていたところです。用地取得につきましては、譲渡所得の特別控除、5,000万円控除を受けるために、土地収用法に基づく事業認定のほうを新潟県に9月に申請しております。しかし、この事業認定の業務を進めるに当たりまして、村上市が取得する土地が申請後、国と交換する用地も含まれているというところにちょっと疑義が生じまして、そこで審査に手間取り、予定外の期間が必要となり、2月の2日付で事業認定の告示をいただいたところです。今現在税務署のほうと譲渡所得の特別控除を受けるための事前協議を進めているところであり、その協議が終了後に買収できるというところで、県との事業認定の協議に手間取り、買収に至らなかつたということです。

上村 正朗 それで、都市計画道路と道の駅の関係は分かつたのですけれども、駅周辺の関係でいうと市道区域が含まれていて、その事業認定を受けなければ税上の優遇措置が受けられないというのは用地の基本、基本中の基本だと思うのですけれども、それは最初から認定が間に合わなかつたのか、それともそこをちょっと見落としていたのか、その辺どうでしょうか。

都市計画課参事 今回の買収に当たりまして、土地収用法の今言った譲渡所得の特別控除、それと公拡法による土地のみに対する特別控除、この2件が控除の対象になるわけですけれども、今回落とした部分につきましては、これまで税務署と事前協議を進める中において、当初今回落とした部分についても土地収用法の5,000万円控除ということで事前協議を進めていたわけですけれども、どうしても市道の区域の決定が今後土地利用計画を最終的に、今案で示しておりますけれども、その案が今後ワークショップだとかサウンディングの市場調査によりまして、土地利用計画の決定がなされ、市道の区域決定がなされた後に買収するということで、令和7年度に見送ったということでございます。

上村 正朗 税務署との事前協議がちょっと間に合わなかつたということで、それはやむを得ないと思います。去年の9月議会で、私のほうで国の合同庁舎に予定される区域でもあるので、協議が調わない中で何で今やるのかというときに、地権者からの要望、すぐ買ってくれという要望があったという話を聞いているのですけれども、こういう事情があるから、土地所有者の方もやむを得ないということで待っていただけているという理解でよろしいでしょうか。

都市計画課参事 そのとおりでございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第39号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第40号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務課長 議第40号は、令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）についてあります。歳入歳出予算の総額から2,830万円を減額し、予算の総額を3億6,790万円にしようとするものであります。予算書の9ページ、10ページをお開きください。歳入では、第3款繰入金の一般会計繰入金を2,757万5,000円、第5款諸収入では、当初予定しておりました日沿道や国道、県道の改修工事が先送りとなったことなどに伴い、工事により支障となる電柱等の移設工事に伴う道路改良工事等支障施設工事補償料452万5,000円をそれぞれ減額し、第6款市債では、今年度実施しております神林地域、小岩内、山田地内の光ケーブル本復旧工事に災害復旧事業債の充当が可能になったことにより、情報通信施設整備事業債380万円を追加するものでございます。次のページをお開きください。歳出では、1款1項2目施設管理費の山北地区施設維持管理経費で日沿道、県道の道路改良工事の工法変更及び工事が先送りになったことに伴う電柱の支障移転工事費の減が200万円、N T T 東日本と共同施工の鵜泊大橋管路修繕工事の工法変更と一部次年度へ先送りにより、工事負担金で970万円がそれぞれ減額となったものでございます。次に、朝日地区施設維持管理経費では、国道7号及び県道鶴岡村上線の道路改良工事が令和6年度へ先送りとなったことに伴い、電柱の支障移転工事1,660万円が不要となることから減額するものであります。また、財源内訳において、歳入にありました神林地区光ケーブル本復旧工事に災害復旧事業債380万円が充当可能となったことから、特定財源の財源更正を行っております。4ページ、5ページへお戻りください。第2表、繰越明許費では、1款1項1目一般管理費の情報通信事業一般管理経費において、本年度実施しております放送設備改築更新工事において、コロナ禍の影響で半導体の世界的な不足などの影響から、工期内での機器の納入が見込めないことから、事業費を繰り越すものでございます。5ページの第3表、地方債補正では、起債の限度額の変更をしているものでございます。以上であります。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第40号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第5号 令和6年度村上市土地取得特別会計予算を議題とし、担当課長（財政課長長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長 それでは、議第5号 令和6年度村上市土地取得特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額を1億1,182万5,000円とするものであります。予算の内容といたしましては、主に2点ございまして、1点目につきましては、土地開発基金を活用し、既に先行取得済みでありました朝日まほろばインターチェンジアクセス道路整備事業用地、こちらについて、事業化のため一般会計で買い戻します。これにより土地売払収入が発生し、基金に戻すものです。2点目でございますが、先ほどの議第39号の令和5年度土地取得特別会計補正予算において、道の駅朝日拡充事業で年度内の用地取得に至らず、減額しておりますが、この経費について改めて計上しております。それでは、予算書の241、242ページをお開きください。初めに、歳入でありますが、1款財産収入、1項財産運用収入の土地開発基金運用収入で1万8,000円を計上し、2項財産売払収入で道の駅朝日アクセス道整備に係る用地の売払収入4,080万3,000円を計上いたしました。2款の土地開発基金借入金では、道の駅朝日拡充事業に充てるための基金からの借入金を計上し、4款繰入金では、先行取得のため不足が見込まれる額を基金に積み立てるため、一般会計繰入金568万8,000円を計上いたしました。次に、歳出でございますが、243、244ページ、次のページをお開きください。1款財産取得費では、道の駅朝日拡充事業に係る土地取得経費を、2款諸支出金では、土地の先行取得のための基金積立金と土地売払収入について、基金に戻すための償還金を計上いたしました。以上でございます。

(質 疑)

上村 正朗 2点教えていただきたいと思います。この歳入歳出の結果、土地開発基金の積立額は幾らになる予定でしょうか。

財政 課長 今の積立額というのは、基金残高のことですか。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

財務管理室長 土地開発基金の現金の残高ですが、令和6年度末で5,408万3,000円の見込みとなっております。

上村 正朗 ありがとうございました。それと、令和6年度の予算ですから、駅周辺のが出るのかなと思って、考えていたのですけれども、今回出なかつたということは、いろんな協議がある程度固まって、前回のように9月補正、協議が固まってから補正で出すということなんでしょうか。

都市計画課参事 村上駅周辺まちづくり事業に伴う残りの買収になりますけれども、JAの厚生連、村上総合病院跡地と、それと先ほどからありました今後市道となる区域の部分と、あともう一件建物が、お住まいになっている建物1棟がございます。それにつきま

しては、残り令和7年度の予定で今のところ協議を進めていますけれども、相手がございますので、進み方によっては令和6年度の対応になるかもしれませんけれども、今現在は令和7年度の予定で進めております。

上村 正朗 ちょっと小野参事が落としたのかもしれませんけれども、イオンリテールのところも含めて令和7年度以降の予定ということでおよしいでしょうか。

都市計画課参事 イオンリテールのほうにつきましても、取得の方向で当然協議はしておりますけれども、無償、有償にかかわらず今協議を進めておりますので、そのときの対応になるということで御理解願いたいと思います。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第5号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第6号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計予算を議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 それでは、議第6号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計予算について説明をいたします。予算書245ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は4億6,400万円で、前年度比プラス20.5%、7,900万円の増となっております。252ページから253ページをお開きください。初めに、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金の情報通信施設負担金は、今後の防災タブレットへの切替えを見据え、前年度比マイナスの12.5%、5万1,000円減額で35万6,000円を見込みました。次に、第2款使用料及び手数料の1項1目情報通信施設使用料は、前年度比マイナス55.4%、2,820万7,000円減の2,270万4,000円を計上いたしました。減となった主な要因は、4月からの告知端末機使用料の廃止に伴うものであります。次に、第3款1項1目一般会計繰入金は前年度比プラス17.0%、3,280万5,000円増で2億2,606万7,000円を計上いたしました。増となった主な要因は、告知端末機の撤去工事などの投資的経費の増によるものであります。次に、第5款1項1目雑入では、前年度比プラス7.3%、245万3,000円増の3,617万1,000円を計上いたしました。増となった主な要因は、国道及び県道改良工事に伴う道路改良工事等支障施設工事補償料の増によるものでございます。次に、第6款市債では、放送設備更新工事の財源として前年度比プラス67.5%、7,200万円増の情報通信施設整備事業債1億7,870万円を計上いたしました。昨年度に引き続き過疎債の充当を見込んでいるところでございます。次のページをお開きください。歳出についてでございますが、第1款1項1目、総務費の一般管理費の説明欄1、情報通信事業一般管理経費は、前年度比2,445万9,000円増の1億5,232万7,000円を計上しております。増となった主な要因は、料金収納システム再構築業務の完了により機器保守等委託料では前年度比667万1,000円の減となっておりますが、昨年度から実施しております山北、朝日、神林の各地区の放送設備更新工事の

実施設計委託料として772万2,000円、工事請負費として1億3,365万円を計上したことなどによるものでございます。次に、説明欄2、情報通信事業職員人件費2,102万3,000円で、担当職員3人分の人件費でございます。次に、2目施設管理費で説明欄1、山北地区施設維持管理経費は、前年度比プラス10%、773万2,000円増の8,488万9,000円を計上しております。増となった主な要因は、告知システムの終了によりシステム使用料427万3,000円の減となっておりますが、県道の道路改良工事に伴う電柱の支障移転工事や告知端末機の撤去工事として1,412万3,000円を、令和5年度からNTT東日本と共同施工している鵜泊大橋に共架している管路修繕工事の工事負担金1,923万7,000円をそれぞれ計上したことなどによりまして、全体では増となっているものでございます。次に、説明欄2、朝日地区施設維持管理経費は、前年度比プラス57.6%、5,520万2,000円増の1億5,111万1,000円を計上しております。次のページをお開きください。増となった主な要因は、告知システムの終了により通信運搬費で116万3,000円、システム使用料では620万4,000円、情報センター等機器リース料で214万1,000円それぞれ減となっておりますが、国道、県道の道路改良工事に伴う電柱の支障移転工事2,781万円や告知端末機撤去工事1,536万7,000円、テレビ受信のためのV-ONU更新工事3,740万円を計上したことから、全体では増となっているものでございます。次に、説明欄3、神林地区施設維持管理経費は、前年度比マイナス12.7%、734万8,000円の減で、5,052万8,000円となっております。減となった要因は、告知システムの終了により告知端末機撤去工事を新たに計上したことにより、1,324万4,000円の増となっておりますが、告知端末機借上料で1,491万3,000円、システムの使用料では563万7,000円それぞれ減となっており、全体では減となったものでございます。次に、第2款公債費でございますが、前年度に比較し、元金で145万4,000円の減、利子で99万9,000円の増となっており、公債費総額では212万2,000円を計上しております。以上でございます。

(質 疑)

上村 正朗

1点教えてください。2目の施設管理費、歳出のほうですが、255ページ、2目施設管理費の説明欄の、山北、朝日、神林ともそうなのですが、システムがよく分からないので、基本的なことで申し訳ないですが、告知端末が廃止されるというふうにお聞きしていたのですが、告知端末機の借り上げが各地域ともあって、全体で1,000万円ぐらいになるのですけれども、この告知端末機借上料、告知端末機というのはというか、借り上げ、そこをちょっとと説明していただければと思いますが。

総務 課長

これまで議会で御審議いただきまして、今防災行政無線の更新工事を実施しております。それに伴いまして告知端末機は廃止しまして、タブレットに替えていくということでございまして、今年度と来年度2か年の継続工事を今実施しているわけでございます。防災タブレットがいよいよ新年度に入りました配布が始まり、それに切り替えてはいくわけでございますけれども、配布の今予定が連休明け、5月、6月から秋口までには終えたいということで今予定をしているところでございまして、それが入れば告知端末機は要らなくなるわけでございますけれども、今の機械というのは告知端末機借りておりますので、その間はずっと使っていかなければならぬので、その使用料ということでございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第6号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（小杉武仁君）散会を宣する。

（午前10時53分）